

1 計画修正の方針

(1) 国の防災基本計画の見直しを踏まえた修正

- ・ **能登半島地震**を踏まえた修正
 - ⇒ 避難所の環境改善、物資調達・輸送体制整備、自治体支援・受入体制強化、被災地の状況把握 等
- ・ **近年の災害時等の課題**を踏まえ、講じられた**最近の施策の進展**を踏まえた修正
 - ⇒ 災害情報の集約化、アンダーパス対策、避難所以外で避難生活を送る方々への配慮
- ・ **関係法令の改正**を踏まえた修正
 - ⇒ 活動火山対策特別措置法、医療法、災害対策基本法施行令の改正

(2) 長野県地震防災対策強化アクションプランの策定に伴う修正

2 修正の主なポイント

(1) 国の防災基本計画の見直しを踏まえた修正

《令和6年能登半島地震を踏まえた修正》

【参考：防災基本計画】

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

○ 避難所の環境改善を図る取組の充実（風 第3章12節 他）

- ・ **パーティション、段ボールベッドの発災初期からの設置**
- ・ 避難所における生活用水の確保
- ・ トイレカー等の**より快適なトイレの設置**への配慮

【能登半島地震での課題等】

- ・ 避難所開設の際に、パーティションや段ボールベッド等が設置されていない
- ・ 避難者が避難所内での居場所を定めた後のレイアウトの変更は多大な労力を要する
- ・ トイレカーやトイレトレーラー等の快適なトイレが有効に活用された



《トイレカー》



《段ボールベッド》

《令和6年能登半島地震を踏まえた修正》

○ 物資調達・輸送体制の整備（風 第3章10節）

- ・ **運送事業者等との連携**による、物資輸送拠点の効率的な運営に
必要な人員・資機材等の速やかな確保に努める

【能登半島地震での課題等】

- ・ 被災自治体の職員だけでは、物資拠点の管理が困難
- ・ 民間物流企業に業務委託を行い、管理及び配送を委託することで円滑に支援物資の配送が可能となった



《R6 広域物資輸送拠点の運営訓練の様子》

○ 自治体の支援・受入体制の強化（風 第2章5節）

- ・ 応援職員等が**宿泊場所として活用可能な施設やスペース**のリスト化
- ・ 派遣職員が**現地で自活できる資機材や物資**の確保

【能登半島地震での課題等】

- ・ 宿泊施設の被災や地理的制約により支援者の活動拠点の確保が困難



《被災地市役所内、廊下・空きスペースでの就寝の様子》

○ 被災地の情報収集及び進入方策（風 第2章3章 他）

- ・ **無人航空機、衛星インターネット等**の活用
- ・ 道路管理者と**生活インフラ事業者との連携強化**

【能登半島地震での課題等】

- ・ 被災地への進出経路が限られている中で、道路の寸断、地盤の隆起等により、人員等の速やかな進出が困難
- ・ ライフラインの被災により避難が長期化



《ドローンによる救援物資発送》 《衛星インターネットサービス機器》

《最近の施策の進展を踏まえた修正》

近年の災害時等における課題

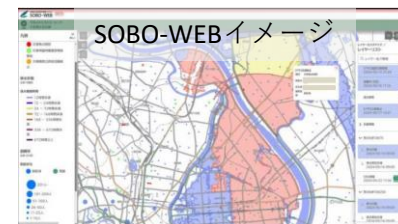
- 災害情報は多岐にわたるが、それぞれから情報収集する必要がある、**情報収集に時間を要する**
(例：停電、ガス供給、通信支障状況 等)
- 集中豪雨等により**アンダーパス**の排水機能を超え、**冠水被害が発生**
(例：R6.8 松本市今井)
- 避難所で居場所を確保できない、家族や自身の健康状態等の理由により**在宅や車中泊等**で避難生活を送る方が多く存在



《アンダーパスの冠水》

○ 新たな総合防災情報システムの活用 (風 第2章3節)

- ・ **新総合防災情報システム (SOBO-WEB)**
への災害情報の集約、活用



○ 水害対策の強化 (風 第2章1節)

- ・ 道路の**アンダーパス冠水等**を踏まえた**対策の強化**

○ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(風 第2章11節 他)

- ・ **自治体、保健師、福祉関係者等**の間で**連携した状況把握**の実施
- ・ **在宅避難者、車中泊避難者**に対する**情報の提供**

《関係法令の改正を踏まえた修正》

○ 活動火山対策特別措置法の改正 (火 第2章1節他)

- ・ **火山調査研究推進本部**の設置、**「火山防災の日」**を活用した防災知識の普及

○ 医療法の改正 (風 第2章6節)

- ・ **災害支援ナース** (被災地の医療機関、福祉施設、避難所等で活動) の明確化

○ 災害対策基本法施行令の改正 (風 第2章9節)

- ・ **緊急通行車両確認標章等**の事前交付

《災害支援ナースの活動状況》



〈公益社団法人日本看護協会HP〉

(2) 長野県地震防災対策強化アクションプランの策定に伴う修正

県では、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、本県の地震対策を総点検し、充実・強化を図るため、「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定（令和6年9月）。

アクションプランで策定した内容を地域防災計画に反映し、地震災害を始めとする防災対策の充実・強化を図る。

長野県地震防災対策強化アクションプラン	
1. 策定趣旨	令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、 本県の地震対策を総点検し、充実・強化を図ります。
2. 取組期間	令和6年度から令和9年度（4年間を「集中取組期間」として設定） 〔設定等の考え方〕・ しまがわ市・佐田町・佐田町・佐田町（令和9年度まで）の地震対策を目指す。 ・ 令和9年度以降は、水災対策等強化計画において策定を推進。 ・ 施設整備等ハード対策は、集中取組期間を超えて取り組み、事業に対策を推進。
3. 基本目標	耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害死ゼロ」に挑戦
4. 策定に当たり重視した事項	今回の地震は、多くの中山間地域を抱える長野県にとって他人事ではありません。いつ・どこで発生するかわからない大規模地震に備え、以下の事項を念頭にプランを策定しました。 ▶ 地震発生地域における課題や学ぶべき教訓に焦点を当て、本県の現状を踏まえ、喫緊の課題に対応します。 ▶ 予知・応急・復旧復興の3つの段階に応じて、100のアクションをセット。今回の地震で顕在化した課題、孤立対策、避難所対応、ライフライン早期復旧にも取り組めます。 ▶ 被災からの取組の進捗、目指すべき目標・時間軸をできる限り明示し、県民の皆様と共有します。

【追記内容（抜粋）】

○ アクションプランを踏まえた防災対策の実施（震 第1章1節）

⇒ 計画作成の趣旨にアクションプランの概要を追記し、
アクションプランを踏まえた地震防災対策を推進

○ 備蓄を検討する際の方向性（風 第2章13節）

⇒ **備蓄の方向性や市町村・県の役割を整理**し、適切な備蓄に努める

○ 孤立予想地域の位置データを救出救助機関と共有（風 第2章12節）

⇒ 孤立時発生時の、**速やかな救出救助**を図る

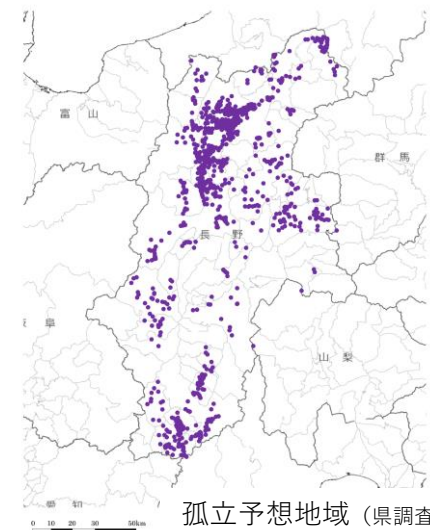
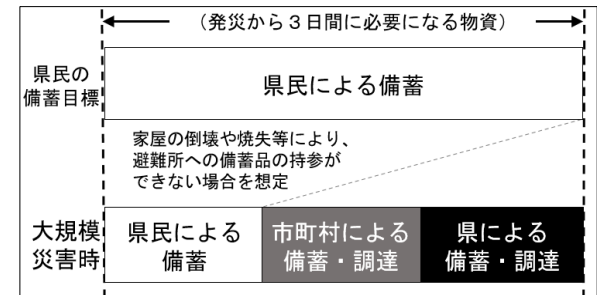
○ 「長野県災害対策支援本部」の設置（風 第3章4節）

⇒ 県外で大規模な災害が発生した際の**支援体制強化**

○ 道路啓開等の計画の策定（風 第2章27節 他）

⇒ 災害時の**迅速な道路啓開**を実施

《県全体の備蓄量の確保イメージ》



【参考資料】長野県災害対策支援本部・県民本部の設置（案）について

危機管理防災課

【趣旨】

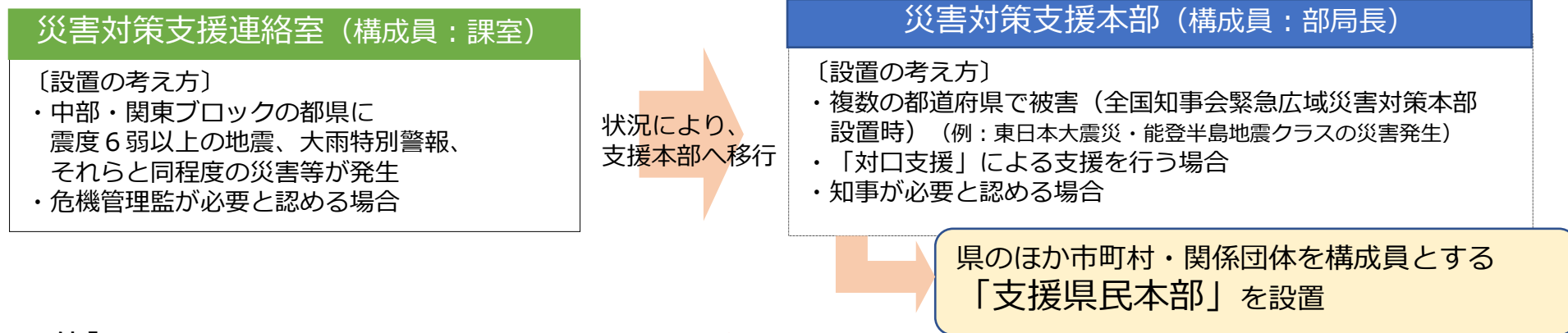
県外での大規模災害発生時に、統一的な支援体制を構築し、市町村等と迅速な対応をとれる体制とする
(地域防災計画にも位置づけ) ※地震防災対策強化アクションプランのアクション4の②

【背景】

- ・ 令和6年能登半島地震にて災害対策支援本部を設置（その後、能登半島地震復興支援県民本部に改組）
- ・ 市町村から「長野県災害対策支援本部」等の県外支援時の体制を、予め明確にしてほしいとの声あり。

【概要】

- ・ 支援本部の規定を本県として初めて制定（令和7年4月施行予定）
- ・ 仕組みは、情報収集の「支援連絡室（トップ：危機管理監）」⇒「災害対策支援本部（トップ：知事）」と2段階とする。



【その他】 行政・民間・NPO等、官民の総力を挙げて被災地を支援する必要があるときには「支援県民本部」を設置し、息の長い支援を実施